

# 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

## (総合)分担研究報告書

### 発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援

井上 雅彦<sup>1)</sup>

1) 鳥取大学医学系研究科臨床心理学講座

#### 【研究要旨】

本研究では、発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援事例として2事例を取り上げ、その支援プロセスから支援の有効性を高める要因について考察した。その結果、セーフティネットの確認と形成、来談行動の強化、共感的態度、虐待的行為の背景要因に対する聞き取り、客観的なアセスメント、行動観察表など自己記録と具体的なフィードバック、母子並行介入の重要性が示唆された。

#### A. はじめに

厚生労働省による「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」<sup>2)</sup>では、養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、3,260件であり、その内1311件に虐待の事実が認められたとしている。志賀ら(2014)<sup>6)</sup>の調査における虐待事例の分析からは、低年齢では身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのリスクが高く、年齢が上がるにつれて性的虐待や経済的虐待がそれに加わる構図が示された。特に経済的状況がよくなかったり、養護者に精神疾患や障害があったり、母子・父子世帯などでは虐待リスクが高まる傾向が示唆された。

虐待リスクに対する早期介入は、杉山<sup>8)</sup>が「第4の発達障害」と述べているように、脳発達や人格形成においても重要である。発達障害は子ども側の虐待リスク要因の一つとされているが<sup>7)10)</sup>、さらに最近では親側の虐待リスク要因の一つとして、親の精神疾患、発達障害、知的障害も指摘されている<sup>1)3)8)</sup>。浅井ら(2005)<sup>1)</sup>は母親がPDDである25例の分析を行い、母子の包括的治療の有効性を指摘している。しかしながら、発達障害の母子事例に対する心理臨床的アプローチからの研究知見は不足しているのが現状である。

本研究では、特に発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援

事例として2事例を取り上げ、その支援プロセスから支援の有効性を高める要因について考察する。

#### B. 事例1 ペアレント・トレーニング後に個別面接を実施した事例

夫からのDV歴、離婚歴があり、母子家庭で働きながら子育てをしている30代の母親(以下CI)。息子は幼稚園年中でアスペルガー症候群の診断がある。CIは大学主催のペアレント・トレーニング(以下PT)に参加した。PTの初期は表情が硬く、「子どもの障害が受け入れられない、辛い」等の発言があったが、プログラムには欠席もなく熱心に参加し、回を重ねるごとに表情も和らぎ、周りの保護者との会話が増え、PTの途中で現夫との再婚を報告した。PT終了後「子どもをかわいいと思えない、口答えに対して暴力を加えてしまう」ことを主訴として個別での継続来談を希望した。

##### 1. 主訴の聞き取りとアセスメント

「子どもとのかかわりを改善したい」というCIの意志を肯定しつつ、暴力をやめていくことをセラピスト(以下Th)と共通理解し、子どもに暴力行為をしてしまう時の状況を客観的に聞き取り、その際生じる感情や認知について傾聴した。個別面接ではPTでは語られなかったCI自らの不登校体験や親からの虐

待的な養育体験、職場での不適応、前夫からのDVや診療内科への通院経験などが語られ、再婚したばかりの現在の夫に「子どものよくない部分を見せたくないという思いから、子どもの行動に対して細かい注意や叱責が増える」こと、「癪癩時の子どもの表情が、かつてDVを受けた前夫と似ている」ことから生理的に受け入れられず、「より感情的になってしまふ」などをThに話した。また「私も自閉症スペクトラムではないか」という疑念から諸検査を希望された。自己記入式のAQ-J(自閉症スペクトラム質問紙日本版;Kuritaら 2005)の得点は32点で境界域にあり、WAISIIIではFIQ102、VIQ98、PIQ108であったが、下位検査の結果から「全体より細部に着目してしまう」傾向が示された。また、BDI(Beck Depression Inventory;ベック抑うつ評価尺度)の得点は、PT実施前後から個別面接開始時まで35~32点で「重度抑うつ」レベルにあり、大きな変化なく推移していた。

## 2. ケースフォーミュレーション

CIは自閉症スペクトラム(以下ASD)特性が高く、細部が気になってしまうという認知特性、過去の不適応状態やDV被害体験を有し、現在重度のうつ状態、養育困難感状態にあることから、子育てに対する自己効力感や抑うつ状態を改善するために、受容的な聞き取りの中で、”現在は理解ある夫と共に「安心な状態」にあること”、”DVを受けながらも子どもをこれまで守ってきたこと”、などについて肯定的にフィードバックしていくこととした。また暴力行為をやめていくことを共通理解した上で、行動観察シート(図1)5)をホームワークとしてることで、子どもとのかかわり方を具体的に振り返り、対応を学んでいくこと、自分が子どもの対応でイライラしたときの対処法として、距離を置くことや現夫に子どもの相手を依頼するという行動の自発を目指として設定した。

### 行動観察シート

月 日( )	No. _____			
観察者名 _____				
時間	状況・きっかけ (いつ?誰?何をしている時?どこにいる時?)	行動 (具体的に)	どう対処したか	行動はどうなったか

図1 行動観察シート(井上2015)

## 3. 経過

#1で主訴の聞き取りを行い、子どもの癪癩に対する機能分析のための行動観察シートの記入をホームワークとして依頼した。#2、#3ではWAISIII、AQ-J、BDIを含めたCIに対するアセスメントを実施しながら、その結果を踏まえ、部分的なものに固執しがちな認知特性や予測不可能なことを苦手とする特性があること、見通しが持ちにくい子育ての中で完璧を求めるることは難しいことなどを伝えた。

行動観察シートの記入については常にねぎらい、うまく対応ができた場合はともに喜び賞賛した。毎回のセッションの前半は、行動観察シートに記入された出来事や過去の出来事の整理を行い、後半は同様にシートを利用して、かかわり方の改善について話し合った。癪癩が起こってしまった場合の対処法としては、子どもと距離をとること、癪癩には対応せず静まるまで待つこと、夫に子どもの対応を依頼できるようにすることなどを提案した。行動観察シートの記録から、子どもの癪癩に対しては要求機能が高いことを確認した。セッションが進行するにつれ、CIは癪癩を誘発している自分の対応に気づけるようになり、適切な事前の工夫ができるようになった。

結果、行動観察シートに記載された癪癩の頻度は減少し、子どもへ手をあげることはなくなった。また成功体験の増加とともに「子どもをかわいいと思うことが増えてきた」との報告が得られた。さらに「長時間一緒にいすぎるとイライラする」ことから、「習い事に通わせることで距離をとる時間を作ることにした」ということであった。PTだけでは改善しなかったBDIの得点も21点と中程度に低下し(#5)、また何か困ったことがあれば来談することを約束し終結した。

## C. 事例2 母子の並行面接事例

働きながら子育てをしている30代の母親(以下CI)、夫、ASD診断があり不登校傾向の小3長女、妹、夫方の祖父母と同居していた。長女からCIへの暴言・暴力に同じように対応してしまい「娘にどうかわっていけばいいのか知りたい」との主訴で長女

の主治医の紹介で来談した。

### 1. 主訴の聞き取りとアセスメント

夫とは家庭内別居で「数年間口を聞いていない」。義父母とは顔を会わせれば話すが会話は少なかった。義父母から C1 の子育ての問題を強く指摘されるが、自分も「遠慮なく言いたいことをすべて言うので、嫌がられている」と話した。また「夫と娘 2 人はよい関係に見えて、自分の時との違いに腹立しさを感じる」、「子どもの気持ちがわからない」と訴え、家族の中での深い孤立感が伺えた。C1 は、他の家族は「子どもの障害特性について理解がない」と話したが、学校からの連絡は「私は娘とかかわるとうまくいかない」という理由で、他の家族に対応は任せてしまう、など自信のなさや回避的行動傾向も推察された。さらに自分の性格は娘と似ており、「自分も ASD ではないか」、「自分をこう育てた両親が悪い」と訴えた。

C1 は家庭の中で孤立し、責められている状態であり、BDI は 14 点と軽いうつ状態にあったが、PSI (Parenting Stress Index ; PSI 育児ストレスインデックス) は 260 点（子ども 134 点、親 126 点）で非常に高いストレス状態を示していた。

### 2. ケースフォーミュレーション

インテイクからは、ストレスの高さとともに、うつ傾向、子育てに対する自信のなさが伺えたため、C1 からの訴えに対しては共感を重視し、前向きな姿勢や努力に対しては積極的に認めていくこととした。また自分自身も子どもと同じ特性があると認識している点から、家庭での C1 の孤立感や、他の家族に対する極端な主張と回避傾向など、C1 自身の感情や特性に重ねながら長女の障害特性の理解を進めることとした。かかわりを改善したいという明確な主訴に対しては、行動観察シートをもとに子どもとの関わり方、対応方法について、共に分析しながら考えていくこととした。さらに、C1 自身が大人との関わりが苦手であり、周りの人に相談することができないことも踏まえ、他の家族との関係、学校との連携などについても情報を整理し、支援していくこととした。またともに来談する長女に対しては、C1 と別室

で前半を子ども担当 Th との面接、後半をプレイルームでの遊びや好きな活動に設定し、母親や他の家族とのかかわりや感情について話せるようになること、遊びの中での感情のコントロール、要求をことばで伝えられることを課題とした。

### 3. 経過

#1~#3 では情報収集とアセスメントを行いながら、子どもと C1 自身の特性理解について心理教育を進めた。基本的なかかわり方としては PT の中で使用される学習メニューから、ほめ方、指示のタイミング、距離の取り方などを取り上げた。C1 はメモを取り積極的に学ぶ様子が見られた。また長女は大学でのセッションを楽しみにするようになり、毎回のセッションの終了後に C1 に対して、遊んだ内容を報告したり、体をくっつけて甘えるしぐさを見せるようになった。しかし#3 の来談時、義父母の口出しに対して「子どもとは極力かかわらないようにした」ため、子どもとのかかわり方を学ぶことはしばらくお休みしたいとの申し出があり、相談を一時休止することになった。

約半年後「子どもが、相談員と話したい」という主訴より再開した。#4~#6 では家庭環境が大きく変わっており、夫とは離婚を前提に別居し、C1 の実家で実父母と娘 2 人の 5 人で生活するようになっていた。娘 2 人と一緒に暮らしていくために、また相談センターで勉強をしていきたいとのことであった。C1 の表情は以前と比べ、非常に柔らかくなっていたり、PSI 得点も 242 点（子 123 点、親 119 点）と若干の低下をみせていた。しかし一方では生活環境の変化から、姉妹ともに登校しぶり、教室に上がれないなどの問題が学校で生じ、家庭では遊びからの切り替えができず、毎日のように入浴時に C1 とトラブルになるという状態であった。登校しぶりへの対応のため C1 の承諾のもとで学校のケース会議向けに大学から相談報告書を提出し連携を開始した。行動観察シートは、入浴場面に絞って具体的なかかわり方を記録し、それをもとに話し合いと提案を行った。長女は、自分の不安や不満を言葉で C1 や大人に言えること、妹との適切なかかわり方のレパートリーを増やして

いくことを目標とした。結果として面接終了後 C1 に甘える様子や自発的な会話が頻繁に出現し、家庭でも C1 に対してもいきなり蹴ったりたいたいたたりするのではなく、「何度も言わんて」など言語化できることが増えた。

#7～#9 では、姉妹とも学校の欠席はなくなり、入浴時のトラブルも消失した。C1 は子どもの様子を手帳に記録することが日課となり、その日記を書きながら冷静に自分の対応や子どもの反応も考えられるようになってきた。ホームワークの行動観察シートも、記録しながら自分の対応のできたこと、できていないことを振り返ることができ、面接中に自発的に質問したり、アドバイスを納得して聞いたりする様子が増加した。面接後の子どもへの対応に変化が見られ、#9 では片付けが遅くなった娘を怒ることなく、一緒に片付けをする姿が見られた。PSI の得点は 227 点（子 118 点、親 109 点）に低下を示した。

#### D. 考察

虐待が判明した場合、あるいは相談主訴に虐待が見られたり虐待リスクが顕在化したりした場合、その後の支援を行う相談機関が効果的な手立てを有していることが重要である。

本論文では特に母親自身に発達障害特性を認めた支援事例について取り上げたが、2 事例とも他の家族から養育援助が受けにくい環境にあり、親自身の発達障害的な特性が、子どもとのかかわりに強く影響していると考えられた。厚労省の「子ども虐待対応の手引き」<sup>3)</sup>と本研究の事例から、虐待リスクのある発達障害のある児を持つ親に対する心理的支援については、①セーフティネットの確認と形成、②来談行動の強化、③共感的態度、④虐待的行為の背景要因に対する聞き取り、⑤客観的なアセスメント、⑥行動観察表など自己記録と具体的なフィードバック、⑦母子並行介入の重要性が重要ではないかと考える。

虐待リスクの高い事例については、親の行動変容が最終目的となるが、介入成果としての行動変容が得られる前に、突発的な虐待行為が生じてしまうリスクを考慮する必要がある。したがって、まず事前

にセーフティネットの確認と形成のため、親自身の周囲の支援環境とその関係についてアセスメントし、必要に応じて要保護児童対策地域協議会などを活用する必要がある。また支援には来談の継続が重要である。来談行動自体を認め、安定化させることが必要である。さらに親が感じる子育ての困難さ、「孤立感」や「子育てについて責められてきた体験」からくる自信のなさについて十分に共感し、努力を認めていくことも大切である。行動観察シートの活用は、問題場面を限定して考えられるため、親の心理的負担が少なく、場面を具体化・視覚化することで支援者との共有や自己の振り返りも容易となる。さらに自ら書き出すことで自分自身の気づきを促し、日常生活に般化や維持に有効であると思われる。子どもと並行面接が可能な場合は、子どもの方からも、かかわり行動にアプローチすることにより高い効果が期待できる。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という法律の正式名称からも、相談・通告から効果的な「養護者に対する支援」に繋げることが重視されなくてはならない。養護者による障害者虐待の問題は、障害者自身の特性や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体のニーズをアセスメントし適切な支援を行い、粘り強く見守っていくシステムが必要である。今後も本論文で取り上げたような事例データを集積し、フォローアップも含めた有効な支援システムについて分析・検討していく必要がある。

#### 参考文献

- 1) 浅井朋子・杉山登志郎・小石誠二・東 誠・遠藤太郎・大河内修・海野千畝子・並木典子・河邊真千子・服部麻子 (2005) 高機能広汎性発達障害の母子例への対応. 小児の精神と神経 45(4), 353-362.
- 2) 厚生労働省 (2013) 平成 24 年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等 (調査結果) .
- 3) 厚生労働省 (2013) 子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月 改正版)
- 4) Kurita, H., Koyama, T., & Osada, H. (2005).

Autism - Spectrum Quotient-Japanese version and its short forms for screening normally intelligent persons with pervasive developmental disorders. Psychiatry and Clinical Neurosciences, 59(4), 490-496.

- 5)井上雅彦 (2015) . 行動の生じる理由と対応を知る. 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク監修 行動障害のある人の「暮らし」を支える 第5章 中央法規.
- 6)志賀利一 (2014) . 障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究 厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業) 平成25年度分担研究報告書.
- 7)白石雅一. (2005). 発達障害と児童虐待--予防と早期介入に関する実践報告と考察. 宮城学院女子大学発達科学研究, (5), 31-43.
- 8)杉山登志郎. (2006). 子ども虐待と発達障害: 第4の発達障害としての子ども虐待. 小児の精神と神経, 46(1), 7-17.
- 9)武市敏孝. (2008). 母親が知的障害と判定された家庭内児童虐待の検討. 小児の精神と神経, 48(2), 110-120.
- 10)渡辺 隆. (2009). 発達障害のある子ども虐待事例の家族援助 : 子ども虐待の親に対する心理教育的介入について. 障害者問題研究, 37(1), 30-38.

## II. 研究成果の刊行に関する一覧表

## 研究成果の刊行に関する一覧表

### 雑誌等

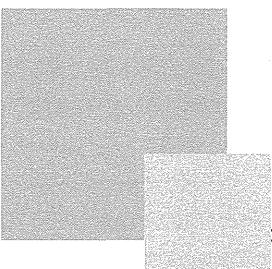
発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
相馬大祐	「障害（児）者虐待の認知状況及び障害（児）者虐待にかかる業務実態」の調査結果（中間集計結果）	国立のぞみの園ニュースレター	39	21-22	2014
相馬大祐	「障害者虐待防止を考える研究セミナー」を開催しました	国立のぞみの園ニュースレター	40	16-17	2014
大村美保	障害者虐待防止と養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究（障害者虐待に関する事例調査の結果について）	国立のぞみの園ニュースレター	40	20-21	2014
佐藤彰一	虐待事件の検証と防止に向けた取り組み（前編）	手をつなぐ	703	32-34	2014
佐藤彰一	虐待事件の検証と防止に向けた取り組み（後編）	手をつなぐ	703	30-32	2014
大村美保・志賀利一・相馬大祐・五味洋一	相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究－相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から－	のぞみの園紀要	7号	93-102	2014
信原和典	虐待防止の研究会を開催しました	国立のぞみの園ニュースレター	41	24-25	2014
五味洋一・志賀利一・大村美保・相馬大祐	相談機関における障害者虐待の認知状況 （その1）－平成25～26年度往復はがき調査結果の比較を中心－	のぞみの園紀要	8号	30-34	2015
五味洋一・志賀利一・村岡美幸・大村美保・相馬大祐・信原和典	相談機関における 障害者虐待の認知状況（その2）－地域の相談機関における虐待事例の分析－	のぞみの園紀要	8号	35-50	2015
大村美保・志賀利一・信原和典・五味洋一・相馬大祐	養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究－分離保護実績のある5自治体の聞き取り調査より－	のぞみの園紀要	8号	51-57	2015
志賀利一・相馬大祐・信原和典・大村美保・五味洋一	障害者福祉従事者等の虐待防止と対応	のぞみの園紀要	8号	58-80	2015
五味洋一	相談機関における障害者虐待の認知状況に関する調査	国立のぞみの園ニュースレター	44	22-23	2015

相馬大祐	養護者による障害者虐待の分離保護に関する研究 一分離保護実績のある5市区の聞き取り調査から—	国立のぞみの園ニュースレター	46	24-25	2015
------	--	----------------	----	-------	------

#### 学会発表・講演等

発表者氏名	発表題目	学会名	形式	場所	発表年
大村美保・相馬大祐	相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究	日本社会福祉学会 第62回秋季大会	口頭	早稲田大学	2014
相馬大祐・大村美保	相談機関における障害者虐待の認知状況に関する研究	日本社会福祉学会 第63回秋季大会	ポスター	久留米大学	2015
大村美保・相馬大祐	養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究	日本社会福祉学会 第63回秋季大会	口頭	久留米大学	2015

### III. 『事例で読み解く障害者虐待』



## **事例で読み解く障害者虐待**

---

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

# 目次

## 第1章 テキストを読むにあたって

この本がめざすもの	1
虐待防止のプロセス	1
このテキストの構成	2

## 第2章 養護者虐待

虐待の背景が複雑な養護者による障害者虐待	3
養護者虐待の被虐待者は、障害福祉サービスを利用していな人が多い？	4
相談支援事業所＆障害者就業・生活支援センターの虐待認知状況	5
受報後の迅速な対応のための体制整備	5
虐待を受けた障害者の保護	6
日頃の養護者支援の重要性	7
事例1：子どもの成長に合わせた介護に行き詰まり	8
事例2：関係機関の連携で虐待が発見された	10
事例3：夫婦の生きがいをいつしょに考えることで	12
事例4：養護者による虐待を受けた障害者の保護・分離	14
《オピニオン》蒲郡市における障害者虐待防止法の運用と課題	16
《オピニオン》虐待防止法を活用して地域で生活する障害者を支援する	19

## 第3章 障害者福祉施設従事者等虐待

経験と勘にのみ依存した支援の見直し	22
通報後の障害者施設等の責任	23
施設単位での虐待防止に向けての取り組み	24
身体拘束に対するルール作り	25

急増する新規事業所と虐待防止	26
しっかりした組織のマネジメントが障害者の安全・安心を保証する	27
事例 5 : 行動障害が著しい入所者と居室の施錠	28
事例 6 : 新しい施設運営のきっかけになった出来事	30
事例 7 : 障害認定を受けて間もない発達障害者の事例	32
《オピニオン》従事者虐待からの立ち直り	34

## **第4章 使用者虐待・その他**

「使用者による障害者虐待」の状況	37
障害者虐待防止法における事業主の責務	38
就労継続支援 A 型事業所で虐待が発生した場合の対応	39
学校・保育所・医療機関で虐待が発生した場合の対応	39
障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理	40
事例 8 : 職場定着支援と権利擁護支援	42
事例 9 : 特別支援学校における障害のある児童への虐待	44
《コラム》虐待の通報先や関連情報の広報に係る取り組み	46
《コラム》島根県版マニュアルの紹介	47
《コラム》市町村職員への初任者研修の取り組み	48
《コラム》千葉県における障害者虐待防止・権利擁護研修について	49
《オピニオン》障害者虐待防止法で動く際の留意点	50

## **第5章 虐待防止法のおさらい**

虐待防止法の目的と障害者	53
虐待防止法の対象	56
5つの虐待行為	57
虐待防止法の大まかな仕組み	59

## **第6章 おわりに**

障害者虐待の現状	63
さらなる権利利益の擁護に向けて	63
引用文献・参考資料	64

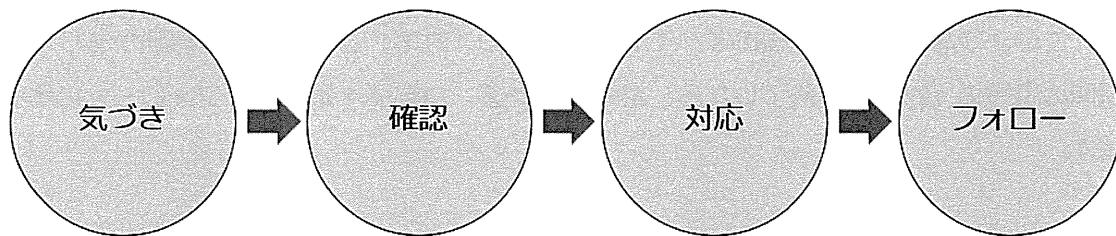
### (1) この本がめざすもの

『事例で読み解く障害者虐待』は、障害福祉等に携わる多くの人が、最初に障害者虐待の防止について学ぶテキストとして編集しました。事例を通して、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」と呼ぶ）』の理念をどのように実現すべきかを、可能な限りやさしくまとめたものです。

例えば、障害福祉サービス事業所において、全職員を対象とした「障害者の虐待防止に関する研修会」「権利擁護について学ぶ研修会」等を開催する際に、本書を演習の教材や副読本として活用していただきたいと考えています。また、施設等の部所単位の打ち合わせ後のミニ研修会、相談支援専門員や障害のある人の当事者会・親の会の自主的な勉強会において、このテキストの読み合わせを行い、意見交換していただきたいと考えています。

### (2) 虐待防止のプロセス

障害者虐待防止の基本的なプロセスは、単純化すると、以下の4つにまとめることができます（虐待防止法の運用上の流れは複雑ですので、用語もこのテキストオリジナルの表現を用い、単純化しました）。



「気づき」とは、障害者自ら「虐待を受けている」「権利侵害されている」と感じたり、疑いをもつ過程を指します。障害の状況によっては、「虐待を受けている」と自ら認識することが困難であったり、認識できても周囲にうまく伝達することが難しい場合も少なくありません。中には、何らかの理由で、伝達することを躊躇してしまう場合もあります。このような場合、障害者本人ではなく、家族や障害福祉施設等で働く職員、偶然出会った第三者等の周囲の人が、最初に「虐待が疑われる」と気づくことが大切になります。最初の「気づき」のプロセスは、非常に大切です。そして、このプロセスを意味あるものにするためには、障害者に携わる多くの人が、「障害者の権利利益の侵害にどのようなことがあるのか」「虐待を防止するプロセスはどのようなものか」等についての正確な知識をもつ必要があります。

2番目の「確認」は、「気づき」で明らかになった出来事を、その出来事の当事者（虐待者・被虐待者）以外の人や組織が丁寧に調べ、「権利利益の侵害の程度はどれくらいか」「どうしてそのような状況に

至ったのか」等を推測するプロセスです。一般に、障害者が所属している施設（障害者施設従事者等虐待）や会社（使用者虐待）で「気づき」があった場合は、それぞれの施設や会社に設置されている委員会・部所等（例：虐待防止委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス部）や組織の管理責任者が「確認」を行うことになりますし、必要があれば、市町村や都道府県あるいは都道府県労働局といった行政機関も「確認」を行います。虐待防止を行う責任者や部所が定められていない施設や会社の場合、「確認」は行政機関が中心に行います。また、家庭等（養護者虐待）で生じた「気づき」についても、原則その「確認」は行政機関が行います。大切なのは、「気づき」から「確認」に移るために、虐待が疑われる出来事の当事者から、それ以外の人や組織に情報をしっかりと伝達しなくてはいけないことです。特に、行政機関に情報伝達することを、虐待防止法では通報と呼び、重要なポイントとして強調しています。

3番目の「対応」は、「確認」された権利利益の侵害を終わらせ、虐待（あるいはそれが疑われる行為）を受けていた障害者が、新たな生活に踏み出すことができるよう、方向付けするプロセスです。通常、「対応」がスタートするのは「確認」とほぼ同時です。現実は、図のように綺麗に分けることはできません（他のプロセスも同様です）。例えば、施設の管理責任者が、所属する従事者による虐待の「確認」を行うと同時に、虐待を受けたと思われる障害者に対して、誰が、どこで、どんな支援を行うか、検討するはずです。また、心身の状況が著しく危険な障害者を発見した場合は、早急に分離保護やそれに準じた対応を行うはずです。また、この「対応」には、終結があります。虐待（あるいはそれが疑われる行為）を受けた障害者の多くは、長期間、他者からの何らかの特別な支援が必要な人です。しかし、このような長期間の支援のすべてを、虐待後の「対応」と考えるには無理があります。ある一定期間の虐待の「対応」が終了したら、継続的な支援、つまり4番目の「フォロー」に移ることになります。

### （3）このテキストの構成

このテキストは、障害者虐待として出会う可能性の高い事例を、養護者虐待（第2章）、障害者福祉施設従事者等虐待（第3章）、使用者虐待・その他（第4章）に分け、9事例にまとめました。各事例とも、虐待に至る背景やその後の対応をシンプルにまとめました。現実に出会う事例は、様々な要因が入り組んでおり、対応するにも複雑な判断が求められる場合が多いと思います。しかし、この本は、虐待防止について「最初に学ぶ」テキストです。読みやすく、理解しやすい内容を優先しました。また、各章のはじめに、虐待防止の取組として大切な留意点をまとめました。最後の章に、障害者虐待防止法の概要について簡単に触っています。少々難解な内容ですが、職場の研修会等において議論するポイントとして活用していただければ幸いです。

なお、本書の内容については、平成25年度～27年度にわたり、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行った「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援のあり方に関する研究」の各種調査を反映したものです。

障害者虐待防止法において「養護者による障害者虐待」とは、以下のいずれかに該当する行為と定められています。なお、「養護者」とは、障害者の身辺の世話や金銭の管理などを行う、障害者の家族・親族・同居人等をいいます。また、同居していないなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが含まれる場合もあります。

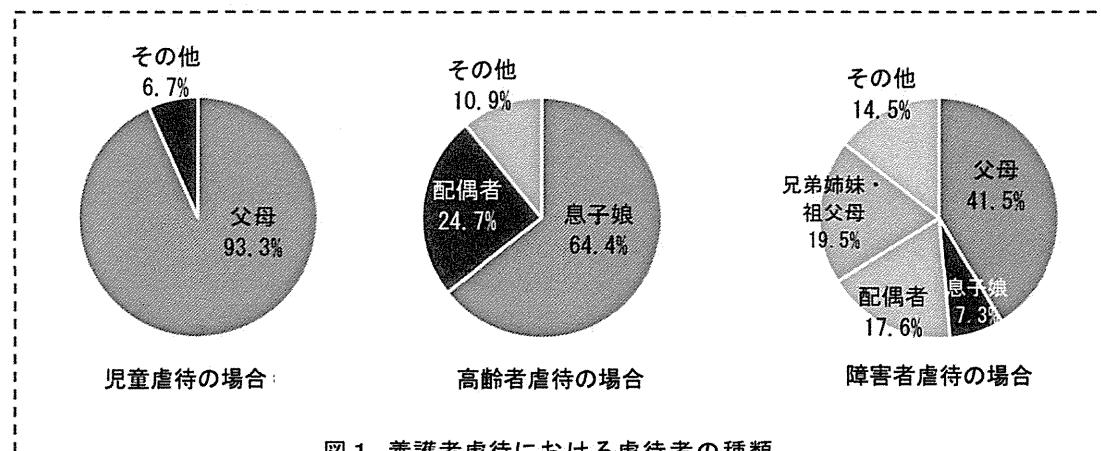
- ① 身体的虐待 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による(ネグレクト) ①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

養護者による虐待は障害者のみならず、児童（障害児含む）、高齢者でも発生していますが、中でも障害者虐待の背景は複雑であることが言われています。以下にその実態について簡単に紹介します。

### （1）虐待の背景が複雑な養護者による障害者虐待

障害者の養護者虐待の特徴のひとつとして、その背景が非常に複雑であるということがあります。

図1を見てください。児童虐待の場合、養護者虐待の93.3%は父母であることが平成24年度児童相談における児童虐待相談対応件数の内訳で報告されています。また、高齢者虐待の場合は64.4%が息子娘その配偶者、次いで被虐待者の配偶者が24.7%と、両者で合計89.1%を占めていることが、平成26年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果で明らかとなっています。



一方、障害者虐待の場合は、父母が 41.5%、息子娘その配偶者が 7.3%、被虐待者の配偶者が 17.6%、兄弟姉妹・祖父母が 19.5%、その他・不明が 14.5%と、続柄は様々です（厚生労働省発表の「平成 26 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」より）。

さらに、障害者虐待の場合、同じ父母の虐待でも、青年期の障害者に対して両親が子育ての延長線上で虐待に至った「子への虐待」事例もあれば、後期高齢者の父母が中年期になった障害のある息子に対し行った「老障介護の末の虐待」事例もあります。配偶者においては、精神障害等があり行動上の問題に対応しきれず虐待に至った「ドメスティック・バイオレンス（DV）」事例もあれば、中年期に脳血管性障害となり急激に介護負担が高まったことで発生した「介護者虐待」の事例もあります。兄弟姉妹においては、一緒に生活をするからと年金を全て取り上げてしまう「経済的虐待」事例等があり、中にはサービスにつながっていないため誰にも気づいてもらはず発見が遅れてしまうケースもあります。このほか、家族全員障害があり経済面・養育面での脆弱さから生じる虐待事例、行動障害が激しくなったことで生じた虐待事例など、養護者による障害者虐待の背景には、「障害の種別や程度」、「家庭の経済状況」、「家族構成」、「家族構成の変化」「行動問題の表面化」、「家族や親族の関与」、「福祉サービスへの相談や関わり」等、多くの要因が複雑に絡み合い発生しています。

## （2）養護者虐待の被虐待者は、障害者福祉サービスを利用していない人が多い？

障害者を被虐待者とする養護者虐待のもうひとつの特徴として、障害支援区分のない人が半数を占めていることがあげられます。図 2 は厚生労働省が公表した平成 26 年度の数字をまとめたものです。障害支援区分のない人とは、介護給付を利用していない人、すなわち訓練等給付を利用している人やサービスを利用していない人を意味します。

また、被虐待障害者が利用しているサービスを調べたところ、障害者総合支援法上のサービスを利用している人が 54.1%に過ぎません（複数回答）。

これらの結果から、養護者虐待における被虐待者には、障害福祉サービス等を利用していない、状態像として比較的軽度の人が少なくないことがうかがえます。このような障害者に出会う可能性のある、多くの人に、虐待防止と支援の重要性を啓発し続ける必要がありそうです。

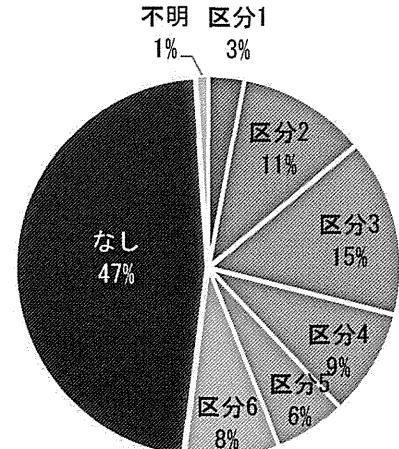


図 2 養護者虐待の被虐待者の障害支援区分

### (3) 相談支援事業所&障害者就業・生活支援センターの虐待認知状況

相談支援事業所（一般相談）の認知している虐待としては養護者虐待が最も多く、次いで施設等従事者虐待、使用者虐待でした。この順番は平成 24 年度下半期、平成 25 年度・26 年度においても同様の傾向にありました。

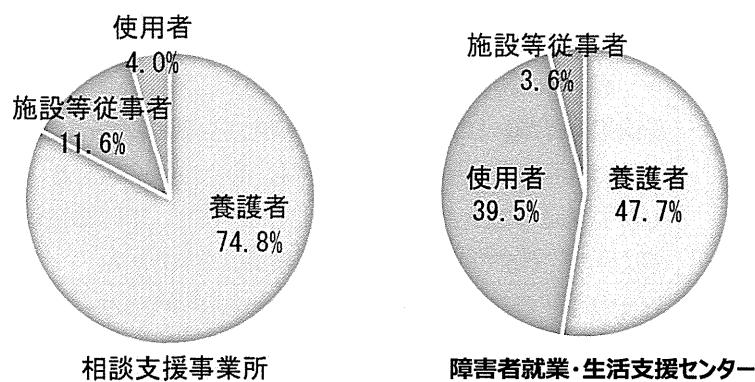


図 3 平成 26 年度相談支援機関毎の虐待者認知状況

また、障害者就業・生活支援センターにおいても養護者虐待が最も多く認知されていました（図 3 参照）。

注目すべきは、それぞれの機関において、虐待として認知している相談件数です。図 4 は、虐待認知件数が 0 件の事業所の割合を示しています。年々、減少傾向にはありますが、それでも 6 割以上の相談支援事業所では虐待として認知している相談事例がありません。本来は、身近な相談支援機関の多くが、虐待防止やその支援の経験があることが望まれます。しかし、虐待防止法施行後も、虐待事例にかかわる相談支援機関は順調に増えているとは言えません。もしかすると、虐待事例の相談は、一部の経験豊富な相談支援事業所に偏っているのかも知れません。相談支援機関に対して、今後も継続的に虐待防止の啓発ならびに研修が必要になると考えられます。

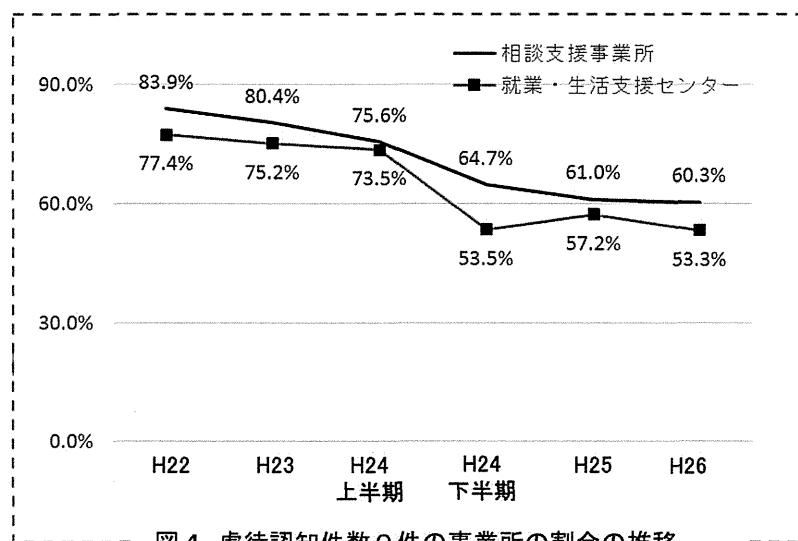


図 4 虐待認知件数 0 件の事業所の割合の推移

### (4) 受報後の迅速な対応のための体制整備

障害者虐待防止センターが通報を受けた後、市町村には、速やかな安全確認、事実の確認、適切な判断と対応が求められます。この際、市町村や障害者虐待防止センター等は、団体等との連携協力により、いつでも迅速に対応することができるよう配慮しなければなりません。表 1 は実際の自治体の体制整備の状況をまとめたものです。それぞれの自治体では、職員の専門性や自治体の規模に合わせ、各市町村の特長を生かした体制の工夫が求められています。

表1 迅速な対応に向けて－市町村の体制整備の例－

A市 人口 10万人	市の虐待対応の仕組みには4つのレベルの会議がある。①ネットワーク会議（医師会・弁護士等：年1回）、②実務担当者会議（高齢担当課・障害担当課、地域包括支援センター、ケアマネージャー、相談支援、事業所代表：年3回）、③虐待初動会議（虐待案件の初動会議：随時）、④緊急作戦会議（虐待案件として対応している間のケース会議：随時） ①②は高齢部門と障害部門で合同、③④はケースによる。障害者虐待は年間20件程度の通報となく、高齢と障害を合同の仕組みにした理由は、知的障害者や精神障害者で高齢の家族等に対する暴力等がこれまでの経験からある程度想定されたため。
B市 人口 100万人以上	区支援課と委託相談支援事業所が虐待防止センター機能をもつ。虐待の判断と対応は区支援課が行い、市障害福祉課はそのバックアップ。権利擁護センター（社会福祉協議会へ委託）には、医師と弁護士を配置し、支援課や相談支援事業所、地域包括支援センターなどがケース相談できる体制あり。ノーマライゼーション条例があるため虐待防止法の範囲にとどまらない虐待（例えば学校）についても把握・対応する。また、虐待対応も含めて市としての障害者相談支援指針（マニュアル）があり、ケースワーカー個人の力量ではなくシステムとして対応。その一方で、最終的な介入や分離等の判断は区支援課長であるため、管理職レベルでの研修を強化していく方針。
C区 人口 50万人以上	虐待通報の受付窓口は、障がい福祉センター（3障害）／福祉事務所（知的・身体）／保健総合センター（精神）の3ヶ所（いずれも直営）。対応方針の協議、初期段階の事実確認に基づく緊急性の判断は障害種別に関わらず受付を行った機関で行う。対応を行ったあとの事例の蓄積、指導助言、介入支援は障がい福祉センターが行い、区が都への報告を担う。なお、施設等虐待も含めて「事実がわかつたらすぐ」（即日）区に電話連絡するよう徹底。文書は後付けでもよいとしている。
D市 人口 10万人	委託相談支援事業所は市内に5ヶ所。うち基幹センターである市障がい者支援センター（運営は社会福祉協議会）が委託を受け虐待防止センターとして法施行前の平成24年4月に稼動開始。他法人で現場経験を積み相談支援専門員としての経験も高い職員が基幹センターの中心的な役割を担っている。
E市 人口 50万人以上	障害施策推進課相談支援係が虐待防止センターを担当。障害虐待窓口の専用電話回線がある。職員は8人体制、うち常勤4名は市の現業経験が豊富な職員でいずれも社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者である。夜間は宿直が電話を受け付け、部・課の管理職と職員の2人組3班が交替で対応する。通報があるとまず課内で吟味し、緊急性とケースに接触するタイミングを検討するが、課内会議を待たずに各種照会を始めることがある（窓口相談履歴、手帳情報、生活保護、自立支援医療の状況等）。コア会議は緊急に召集されることもある。あればまとめて報告ということもある。コア会議には市のほか、当該区地域福祉課、更生相談所、こころの健康センター、当該区の基幹相談支援事業所が参加。年間通報件数は112件と多く、うち警察からの通報が43件で、警視庁通達に基づき障害者虐待を遺漏なく虐待防止センターに通報してくる。

\* 志賀ら(2015)：「養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究」より抜粋、一部改変

## （5）虐待を受けた障害者の保護

障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援は、障害者虐待防止法にとって大切な事項です。市町村は、障害者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法に規定するやむを得ない事由による入所等の措置を講ずることが、障害者虐待防止法に規定されています。国調査によれば、こ

うした虐待への対応策としての保護・分離は、平成 26 年度の養護者による障害者虐待の 4 割を超える状況です。また、保護・分離の対応実態は、図 5 を見ても分かるように様々です。こうした対応のバリエーションは、事例により、あるいは自治体の判断により異なります。

緊急性の判断や、保護・分離の要否の判断は行政権限で介入することになるため、市町村はその根拠を明確に持つことが重要です。なお、措置の場合は、市町村もしくは措置が行われた障害者支援施設等において、養護者へ面会制限を行うことができます（第 13 条）。そのため、保護・分離の実施にあたっては、面会制限を行う必要があるかについても併せて検討する必要があります。

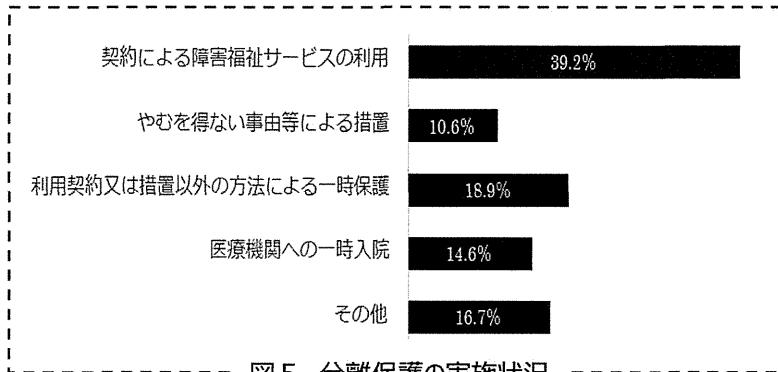


図 5 分離保護の実施状況

## (6) 日頃の養護者支援の重要性

以上、発生した虐待とその状況について簡単に触れました。障害者虐待防止法における、虐待の防止や支援は、基本的に、虐待が発生してからが中心に記されています（このテキストでは「気づき」から「確認」のプロセス以降）。しかし、虐待が発生する前に、あるいはそのリスクを軽減するための養護者支援も、市町村や障害福祉施設等にとって非常に大切な役割です。障害者と同居する養護者の不安や戸惑いにタイムリーに相談にのれる体制づくり、地域で生活する障害者とかかわる機会のある人や団体への周知と啓発、さらに障害種別によっては養護者を支える各種プログラム（ペアレントトレーニングやメンター等）の実施が有効だと言われています。日頃からの、地道な障害者支援の取り組みが大切です。

このように、「養護者虐待」といっても、その状態像や対応は事例や自治体によって異なり、また多様であることを分かって頂けたかと思います。とはいえ、似通ったケースもあります。以下に、代表的な「養護者虐待」の事例を 4 つ（①母親による身体的虐待、②兄弟による経済的・心理的虐待、③配偶者による身体的虐待、④同居の義妹による身体的虐待・心理的虐待）あげ、そのポイントを整理してみたいと思います。